

庁 中 一 般

泉佐野市長 千代松 大耕

平成 28 年度予算編成方針について

内閣府が発表した 10 月の月例経済報告においては、「景気は、このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とあり、先行きについては、「雇用・所得環境の改善傾向の続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。」一方で「中国をはじめとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクや金融資本市場の変動に留意する必要がある。」と指摘している。

このような中、国では、平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2015」と成長戦略である『「日本再興戦略」改訂 2015』、さらに「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」に基づき、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本方針とし経済・財政再生計画を定め、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」を 3 本柱として推進し、人口減少の克服と地域経済の再生を推進し成長と財政再建の両立を目指すとし、国の平成 28 年度予算編成においては、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化している。

これらを踏まえ、平成 28 年度においては、これらの国の経済財政運営の動向を注視し、特に地方再生に向けて新たに創設される新型交付金などについては情報収集に努め、適宜適切に対応していく必要がある。

本市においては、平成 25 年度決算をもって、全ての健全化判断比率を基準未満とし、財政健全化計画を完了、財政健全化団体から脱却となった。しかし、今後も地方債の残高を多く抱え、高水準の公債費負担が続くことは、財政健全化団体の時と全く変わることなく、消費税増税の影響、市税収入の推移、地方交付税制度の改正、社会保障費の増加など不確定な要素も多いことから、義務的経費の割合が相対的に高まる見込みであり、結果として財政の硬直化を招くことが予想されることから、中期的な視点で将来的に持続可能な財政基盤を確立していくため、平成 27 年 3 月に、平成 27 年度から平成 31 年度までを期間とした「中期財政計画」を策定したところである。

この「中期財政計画」は、再び、財政健全化団体に陥ることのないよう引き続き、これまでの行財政改革の取組みを継続していくことにより、公債費負担を抑制し地方

債残高を減らすとともに、必要な基金残額を確保していくものである。そのためには、限りある財源を最大限有効に活用するための重点施策を踏まえたうえで、事業の選択と集中の一層の推進が必要不可欠になってくるものである。

こうしたことから、平成 28 年度当初予算編成の基本的な方針としては、「中期財政計画」に基づき今後も引き続き黒字決算を維持していくため、要求にあたってはスクラップ・アンド・ビルドの原則の下、経常経費の平成 28 年度予算要求総額（一般財源ベース）を平成 26 年度決算額の範囲内での要求とする。なお、中期財政計画の中の効率的な行政運営として、窓口業務委託をはじめ民間委託の拡充や広域連携の推進などによる効率的な事業については、スクラップ・アンド・ビルドを基本として既存事業の見直しを行い、トータルとして新たな財政負担が生じないものは計上し、災害対策等の危険性・緊急性の高い事業については別途協議とする。

また、歳入については、根幹をなす市税収入の確保はもちろんのこと、各種保険料、使用料等の各種債権について、収入未済額縮減計画の達成に向け、より一層の取り組みを強化し、併せて遊休財産の積極的な売却やふるさと応援寄附金制度の拡充、ネーミングライツ等の税外収入の確保に加え、新たな財源の創出に努めるものとし、遺漏なく予算計上を行うこととする。

一方、消費税に関する国の財政措置や、地方交付税、経済対策の動向など不確定な要素も考えられることから、地方財政対策の結果如何によっては、大幅に組み換えることも視野に入れるものとする。

なお、「泉佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の 4 つの基本目標に掲げた施策については、国からの交付金をはじめ、基金の活用など、地方創生の財源の確保に努めるものとし、別途査定により、平成 28 年度予算に盛り込むものとする。

最後に、地方創生をはじめ地域を活性化させ、また、市民サービスの向上につながる事業については、中期財政計画の範囲内で、積極的に取り組むことを職員一人ひとりが認識し、限られた財源を効率的・効果的に配分し、市民ニーズを的確に反映したメリハリのある予算を編成することを要請するものである。